

～シリーズ第1回～

元気・やりがいのある農業経営を目指して

農林課では、農業に関する新たな施策や、農業を営む人たちへの周知を図ることを目的に、農業に関連するさまざまな情報を今後5回にわたり掲載します。

シリーズ第1回目となる今月は、「長島町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下、「基本構想」）について紹介します。

主な営農類型モデル

営農類型	主な品目など(町内で該当するもの)
露地野菜専門	青果用バレイショ、加工用サツマイモ
生産牛専門	繁殖牛
肥育牛専門	肥育牛
荒茶加工	茶
果樹専門	紅甘夏、無加温不知火
花き専門	オリエンタルユリ
肉用鶏	ブロイラー
養豚一貫	母豚

基本構想とは、その地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指数や、農業経営者に対する農用地の利用目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定める計画です。

計画では、農家が他産業並みの所得が確保できるよう農業で生計を立てられるとともに、安心してやりがいを持って農業経営ができることを目指しています。

そこで、農家1人当たりの農業所得を350万円以上、労働時間を2000時間以内（ともに年間）を目標に、8つの営農類型（品目や面積などの数値目標）を定めています。（左表参照）

◇見直された基本構想の主なもの◇
 青年等就農計画の認定制度
 農業の後継者が農業経営の発展に向けて、基本構想に示されたモデル類型の達成を支援する制度です。
 この制度の認定を受けた農家は、無利子資金の貸し付けなどの支援措置が受けられます。



町では、定められた営農類型を目標に今後の農業経営に取り組み農家を「認定農業者」として認定しています。

今回、法律の一部改正に伴い、町の基本構想を見直しました。

◇見直された基本構想の内容◇
 ①新規就農者などが目標とするべき経営指標の設定（年間農業所得175万円、年間総労働時間1人当たり2000時間以内）
 ②新規就農者などのモデル営農類型（8類型）の作成
 ③農業の担い手などに対する、農用地の利用集積に関する目標見直し
 ④農地中間管理機構が行う特例事業と連携体制の強化

農用地利用集積計画
 この計画は、認定農業者または認定新規就農者への利用権の設定などを促進する仕組みです。

離農や経営転換する農家が所有する優良農地などを円滑に流動化し、認定農業者または認定新規就農者の規模拡大に結び付けていくために設けています。

これらのことから町では、基本構想の見直しに伴い認定農業者に対する支援策の追記に加え、認定新規就農者の確保・育成に向けて取り組んでいます。

農業を取り巻く環境が一層厳しくなる中、限界集落や後継者不足を解消するために、農業経営を営もうとする新規就農者を毎年8名程度確保する目標を定めています。

町の未来を支える農業の担い手として活躍できる人材を、地域ぐるみで育成していきます。

◎問い合わせ先
 役場農林課農政係
 ☎（88）5670「直通」



↑新品種の導入に向けた取り組みを行う農業後継者のグループ